

受付印

固定資産税相続人代表者指定届

平成 年 月 日

田野町長 殿

次のとおり、被相続人に係る固定資産税の賦課徴収(滞納処分をのぞく)及び還付に関する書類を受領する代表者を地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。

被相続人	氏名			
	住所			
	死亡年月日	平成 年 月 日		
代表相続人	ふりがな			
	氏名	⑩		
	住所			
	生年月日		続柄	
	電話番号			
相続人 (代表相続人を除く)	氏名	続柄	住所	備考
	⑩			
	⑩			
	⑩			
	⑩			
	⑩			

※ この指定は固定資産税にのみ有効です。土地・家屋の登記の変更は行われません。

※ 相続人の欄が足りない場合は裏面にご記入ください。

※ 財産放棄を行った場合は、相続人の欄に氏名等を記載し、備考へ「相続放棄」と記入の上、相続放棄したことを証明する書類(相続放棄申述受理証明書の写し)を添付してください。

	氏 名	続柄	住 所	備 考
相続人 (代表相続人 を除く)	①			
	②			
	③			
	④			
	⑤			

※代表相続人とは…納税義務者が死亡した場合、地方税法第 343 条第 2 項の規定により固定資産税は相続人全員が連帯して納税義務を負うこととなります。代表相続人とはその相続人の中から 1 名代表して納税通知書その他の賦課徴収に関する書類を相続の手続きが完了するまでの間、受け取ってくださる方のことです。なお、既に法務局ですべての固定資産について相続登記を済ませた方は代表相続人の指定をしていただく必要はありません。なお、未登記の家屋がある場合は、役場へ納税義務者の変更の届出をいただく必要があります。